

改正

平成24年7月6日条例第25号

平成26年3月31日条例第4号

令和元年7月3日条例第20号

日南市立学校施設開放条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動、地域活動等を推進するため、日南市立学校(以下「学校」という。)の施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放施設の指定)

第2条 日南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校教育上支障のない範囲内で、学校の施設を市民の利用に供することができる。

2 学校施設の開放を行う学校及び施設(以下「開放施設」という。)は、教育委員会が指定する。

(開放の種類)

第3条 開放施設の開放の種類は、次のとおりとする。

(1) スポーツ開放 団体等で行うスポーツ又はレクリエーションの利用に供するもの

(2) 集会開放 団体が行う集会等の利用に供するもの

(目的外使用)

第4条 開放施設(設備を含む。以下同じ。)は、学校教育又は社会教育に支障のない場合に限り、その全部又は一部をその目的外に使用させることができる。

(管理責任等)

第5条 施設の開放を行った場合の管理責任は、教育委員会が負うものとし、開放校の校長は、一切の責任を負わないものとする。

2 開放校の校長は、開放施設の利用が第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(利用の許可)

第6条 開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その利用が開放施設の施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その利用が営利を目的としているとき。
- (4) その利用が政治的活動を目的としているとき。
- (5) その利用が宗教的活動を目的としているとき。
- (6) 施設の管理上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、開放施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用者が利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の免除)

第12条 教育委員会は、次に掲げる者が学校施設を利用する場合には、使用料を免除する。ただし、北郷小学校屋内温水プールは除く。

- (1) 日南市の学校PTA活動に関係し利用する団体
- (2) 日南市のスポーツ少年団
- (3) 日南市の学校教育・社会教育に関係し地区や区が主催する場合の主催者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が使用料免除を認めた者

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第14条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者が故意又は過失により開放施設及び備品等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則(平成24年7月6日条例第25号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第42条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月3日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第43条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

開放日	区分	体育館使用料	運動場使用料
休日以外の日	夜間	520円	260円
休日	午前	520円	260円
	午後	520円	260円
	夜間	520円	260円

別表第2(第11条関係)

北郷小学校屋内温水プール

開放日	区分	使用料
休日以外の日	夜間	一般520円 生徒310円 児童210円
休日	午後	一般620円 生徒410円 児童310円